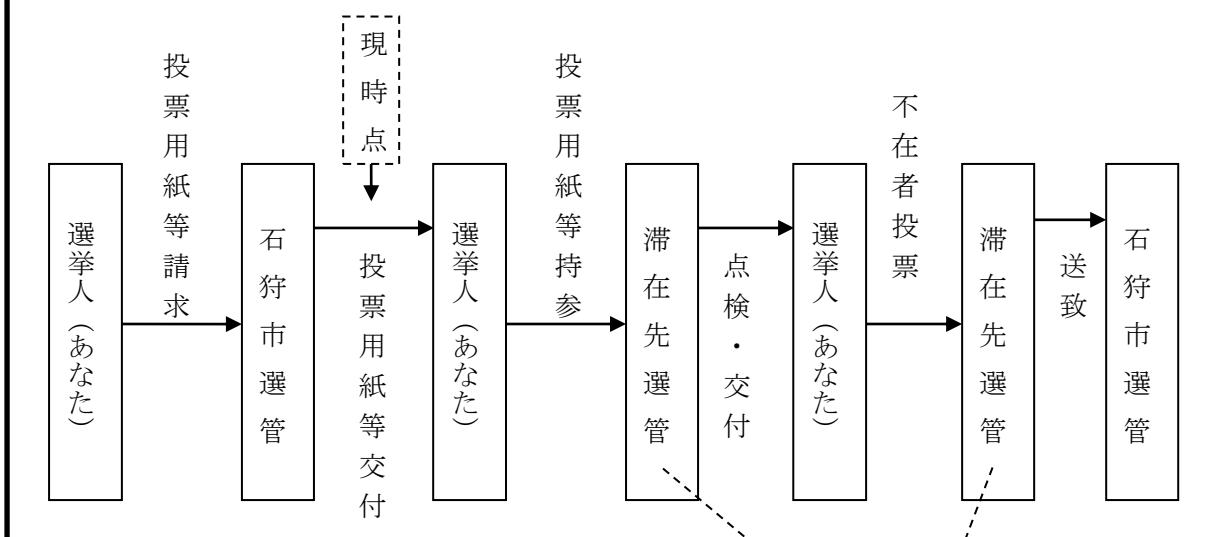


令和8年2月8日執行

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査で
不在者投票をされる方へ

【不在者投票の流れ】



【注意事項】

1. 投票する場所・・・現在滞在している市区町村の選挙管理委員会
2. 投票のできる日、時間
不在者投票のできる日、時間、場所は市区町村によって異なる場合もありますので、
必ず、事前に滞在先の市区町村の選挙管理委員会にご確認ください。
3. 不在者投票のできる期間・・・1月28日（水）～2月7日（土）
【※ご注意】 但し、滞在先の市町村の選挙管理委員会から、あなたが投票した投票用紙が郵送され、選挙期日である【2月8日（日）までに石狩市選挙管理委員会に送致】
されなければなりませんので、できるだけ早く投票をお済ませください。

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市選挙管理委員会事務局

0133-72-3146